

金沢市中小企業振興特別資金取扱要領

1 目的

この制度は、社会経済情勢の変化や災害等により、その影響を受け経営資金に支障を来し、またはそのおそれのある市内の中小企業者に対し、その必要な資金の融資をし、事業資金の円滑化と経営の安定化を図り、本市中小企業の振興に寄与することを目的とする。

2 取扱金融機関

商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、富山第一銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行

3 融資対象者

市内に本社事業所を有し、原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者(中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者) および当該中小企業者を構成員とする組合
物価高騰緊急対策分については、最近1か月間の売上総利益(粗利)が前年同月に比べ5%以上減少している中小企業者および当該中小企業者を構成員とする組合

能登半島地震支援分については、次の①、②いずれかに該当する中小企業者および当該中小企業者を構成員とする組合

① 本市が発行した被災(り災)証明を受けているもの

② 最近1か月間の売上が前年同期に比べて3%以上減少しているもの

米国関税措置対策分については、次の①、②いずれの要件も満たす中小企業者および当該中小企業者を構成員とする組合

① 最近3か月の売上が前年同期の売上高と比較して5%以上減少していること、又は、最近1か月の売上が前年同月と比較して5%以上減少しており、かつ、最近1か月とその後2か月を含む3か月の売上が前年同期の売上高と比較して5%以上減少することが見込まれること。

② 米国関税措置により、事業活動に影響が生じていること。

4 資金の用途

経営の安定に必要な事業資金とする。

(旧債の借換を含む場合は「金沢市中小企業金融制度の借換に関する運用方針」を参照)

※能登半島地震支援分については、旧債の借換を含むことができないため、留意すること。

5 融資条件

① 融資限度額

一般分	1企業、1組合	4,000万円 ^{※1}
<u>物価高騰緊急対策分</u>	<u>1企業、1組合</u>	<u>5,000万円^{※2}</u>
<u>能登半島地震支援分</u>	<u>1企業、1組合</u>	<u>5,000万円^{※3}</u>
<u>米国関税措置対策分</u>	<u>1企業、1組合</u>	<u>5,000万円^{※4}</u>

(既存の融資残高が不明確な場合は、産業政策課まで事前にご照会ください。)

- ② 融資期間
- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 一般分 | 7年以内（2年以内の据置を含む）※ ¹ |
| 物価高騰緊急対策分 | 10年以内（3年以内の据置を含む）※ ² |
| 能登半島地震支援分 | 10年以内（3年以内の据置を含む）※ ³ |
| 米国関税措置対策分 | 10年以内（3年以内の据置を含む）※ ⁴ |
- ③ 融資利率 別途、市長が定める
- ④ 担保・連帯保証人 取扱金融機関所定の扱いによる
- ⑤ 償還方法 元金均等償還

6 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、借入申込書（様式第1号）2通を、取扱金融機関に直接、提出するものとする。

※物価高騰緊急対策分、能登半島地震支援分及び米国関税措置対策分は、借入申込書の様式が異なること及び添付書類が必要なことに留意すること。

7 融資の報告

① 取扱金融機関は、借入申込書及び毎月末現在の融資状況を、翌月10日までに市長に報告（様式第2号）するものとする。

② 取扱金融機関は、別に定める様式により、6月末、9月末、12月末、3月末現在の融資残高を、各翌月の10日までに市長に報告するものとする。

8 その他の事項

この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は当該要綱に定めるところによる。

※¹ 令和9年3月31日までの時限措置

- 1 企業 1,000 万円 → 4,000 万円
- 1 組合 1,500 万円 → 4,000 万円
- 6年以内（1年以内の据置を含む） → 7年以内（2年以内の据置を含む）

※² 令和9年3月31日までの時限措置

- 1 企業 1,000 万円 → 5,000 万円
- 1 組合 1,500 万円 → 5,000 万円
- 6年以内（1年以内の据置を含む） → 10年以内（3年以内の据置を含む）

※³ 令和9年3月31日までの時限措置

- 1 企業 1,000 万円 → 5,000 万円
- 1 組合 1,500 万円 → 5,000 万円
- 6年以内（1年以内の据置を含む） → 10年以内（3年以内の据置を含む）

※⁴ 令和9年3月31日までの時限措置

- 1 企業 1,000 万円 → 5,000 万円
- 1 組合 1,500 万円 → 5,000 万円
- 6年以内（1年以内の据置を含む） → 10年以内（3年以内の据置を含む）